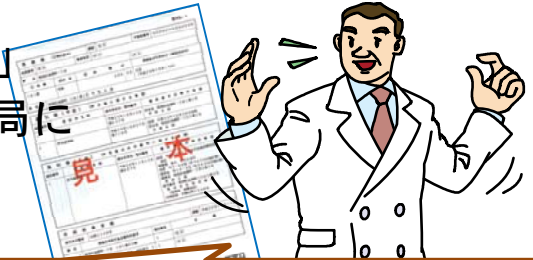


「未来につなぐ相続登記」促進プロジェクト

徳島県司法書士会 & 徳島県土地家屋調査士会 & 徳島地方法務局

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

トラブルを未然に防ぐためにも
早めに相続登記をしませんか。



登記のとおり、私が所有者です！

相続登記をしないと発生する様々な問題



売却して現金化したいが売買による移転登記ができない

用地買収の話がもちあがったため兄弟間で争いになった



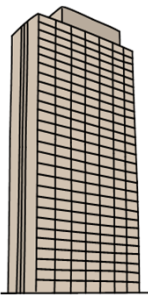
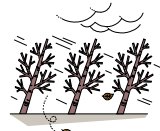
▼空き家の所有者が不明で交渉ができない
▼再開発計画地の地権者との交渉が進められない

→**早めの相続登記が地域の活性化に!!**

早いこと
相続登記
をしておくと
相続のしやすさ
を知らずに
金銭的な負担
をのしやす
な事になる

第2次相続、第3次相続が発生して連絡がとれない法定相続人がいる

所有者と連絡がとれず森林が荒廃
→**早めの相続登記が産業の推進に!!**



防災や災害復旧のための工事をしたいが所有者と連絡がとれない

→**早めの相続登記が安全・安心な暮らしに!!**



相続人から依頼を受けた司法書士(国家資格)は、
法務局へ登記の申請をすることができます。

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html

司法書士アクセスブック「よくわかる相続」【PDF】

(日本司法書士会連合会のホームページからダウンロードできます。)

法務省ホームページ「申請書の様式」

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00001.html

徳島地方法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokushima/>

徳島県司法書士会ホームページ

<http://toku-sihoushosi.jp.org/>

徳島県司法書士会では相続登記に関する
無料相談を**予約制**により行っています。

予約専用電話番号

月曜～金曜日 9:00～17:00

徳島(088-657-7191)

阿南(0884-22-5630)

美馬(0883-53-0112)